

妊産婦、ご家族の皆様へ

～より質の高い産科医療を目指して～

産科医療補償制度のご案内

健康で元気な赤ちゃんが無事に生まれてきてほしいという妊産婦とご家族の願いをかなえるために、医師や助産師は全力で取り組んでおります。しかしながら、予期せぬことにより、障害を持って生まれてくる赤ちゃんがいることも事実です。万が一、赤ちゃんに、分娩に関連して重度の脳性まひが発症した場合には、赤ちゃんとそのご家族をサポートしたいという思いから、当院は「産科医療補償制度」に加入しています。

産科医療補償制度とは

分娩に関連して発症した重度脳性まひの赤ちゃんとその家族に経済的補償を速やかに提供することに加えて、重度脳性まひ発症の原因分析を行い、将来の同種事例の防止に役立つ情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決、産科医療の質の向上を図ります。妊産婦の皆様が安心して産科医療を受けられるように、当院が民間の損害保険に加入して補償する制度です。

補償対象について

- ◎補償対象は、2009年1月1日以降出生した児のうち、運営組織が右の基準を満たすとして、補償対象と認定した脳性まひ児です。
- ◎なお、出生体重、在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の児については、「個別審査」により補償対象となることがあります。
- ◎先天性要因、新生児期の要因等によるものは、補償対象となりません。（詳しくは登録証裏面の補償約款をご覧ください。）

- 1 出生体重2,000g以上かつ在胎週数33週以上
- 2 身体障害者等級1・2級相当の重症者

補償内容について

分娩に関連して発症した重度脳性まひと認定された場合には、準備一時金600万円と補償分割金2,400万円の補償金（総額3,000万円）をお支払いします。

看護・介護を行うための基盤整備のために

看護・介護費用として、毎年定期的に給付

準備一時金 **600** 万円

+

補償分割金 総額 **2,400** 万円
〈年間120万円を20回〉

妊産婦の皆様へのお願い

- ◎この制度に加入している当院では、妊産婦の皆様がこの制度の対象となることを示す「登録証」を交付します。必要事項のご記入などについてご協力をお願いします。（裏面に補償約款が印字されています。）
- ◎「登録証」は、母子健康手帳に挟み込むなどして、出産後5年間は大切に保管してください。



当院

運営
組織

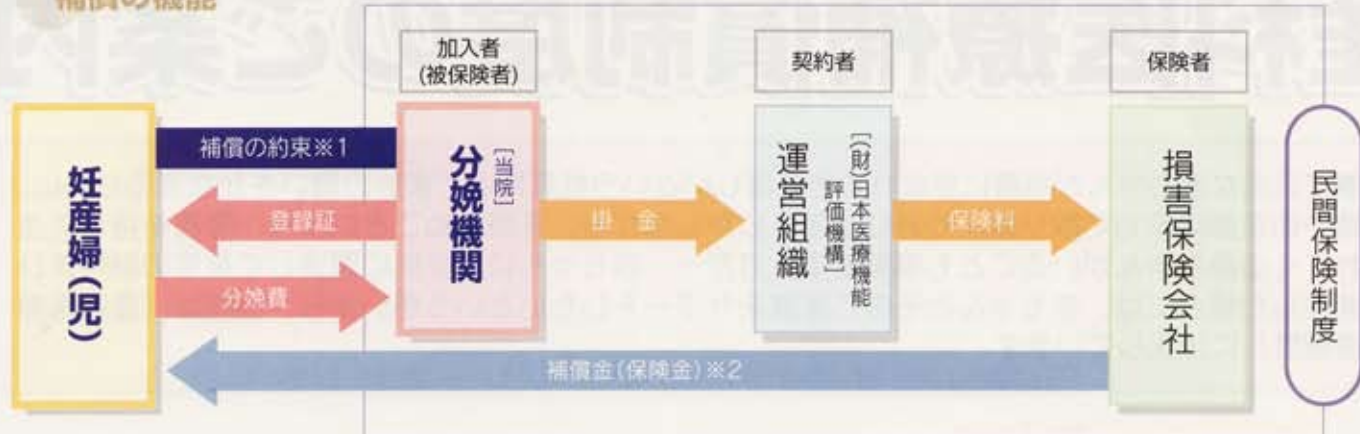


財団法人 日本医療機能評価機構

(厚生労働省所管)

制度の仕組みについて

補償の機能

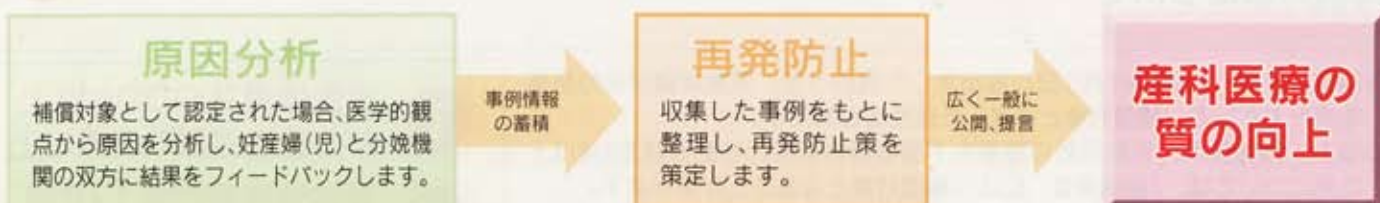


※1：運営組織が定めた標準補償約款を使用して補償の約束をします。

※2：運営組織にて補償対象と認定されますと、運営組織が当院の代わりに保険会社に保険金を請求し、保険金が補償金として支払われます。

- ◎本制度は当院が加入する制度です。従いまして、補償に向けた掛金は当院が支払います。
- ◎当院で出産された場合（22週以降の分娩）には出産育児一時金に3万円が加算されます。

原因分析・再発防止の機能



補償申請について

- ◎補償申請は、生後1年以降、満5歳の誕生日までに行うことができます。ただし、極めて重症であって、診断が可能となる場合は、生後6ヶ月から申請を行うことができます。
- ◎なお、児が生後6ヶ月未満で死亡した場合には、脳性まひと診断することが困難であるため、本制度の補償対象として認定されません。
- ◎申請にかかる具体的な手続きについては、出産された分娩機関または運営組織である財団法人日本医療機能評価機構（電話：03-5800-2231）にご確認ください。

その他注意事項

- 1) 産科医療補償制度の対象は、本制度に加入している分娩機関での出産となります。
転院される場合には、転院先の分娩機関が本制度の加入分娩機関かどうか(財)日本医療機能評価機構のホームページ (<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>) で事前にご確認ください。
- 2) 分娩機関に過失が認められ損害賠償金が支払われる場合、補償金と損害賠償金を二重に受け取ることはできません。
- 3) 制度に関する詳細は、補償約款、(財)日本医療機能評価機構のホームページ (<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>) をご確認ください。

【産科医療補償制度についてのお問い合わせ先】

産科医療補償制度専用コールセンター

電話:03-5800-2231 受付時間:午前9時～午後5時(土日祝除く)



このマークは産科医療補償制度のシンボルマークです